

令和4年度第3回小金井市地域福祉推進委員会次第

日 時 令和5年3月29日(水)
午前10時00分から
場 所 市役所第二庁舎8階 801会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 委員の委嘱
- (2) 会長及び副会長について
- (3) 諮問について
- (4) 会議の運営等について
- (5) 保健福祉総合計画について
- (6) アンケート調査実施状況について
- (7) アンケート調査結果概要について
- (8) 次回日程について
- (9) その他

3 配布資料

別紙配布資料一覧のとおり

小金井市地域福祉推進委員会
配布資料一覧

	資料 No.	資料名	備考
第3回 (3月29日)	1	小金井市地域福祉推進委員会委員名簿	事前配布
	2	小金井市地域福祉推進委員会の運営等について (案)	事前配布
		(別紙1) 小金井市市民参加条例(抜粋)	
		(別紙2) 小金井市地域福祉推進委員会条例	
		(別紙3) 小金井市附属機関等の会議に関する傍聴 要領	
		(別紙4) 意見・提案シート(現行)	
	3	小金井市保健福祉総合計画策定概要	事前配布
4	小金井市保健福祉総合計画策定に関するアンケート 調査報告書<概要>	事前配布	

小金井市地域福祉推進委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	推薦団体・所属団体等	選出区分
1	阿萬 理恵	—	公募市民
2	井出 悦弘	—	
3	中山 広美	—	
4	山本 俊郎	—	
5	金子 和夫	ルーテル学院大学	学識経験者
6	青松 佐枝	小金井市民生委員児童委員協議会	福祉関係団体等に属する者
7	秋山 理絵子	小金井市福祉 NPO 法人連絡会	
8	石塚 勝敏	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	
9	小森 哲夫	小金井市市民健康づくり審議会	
10	酒井 利高	小金井市介護保険運営協議会	
11	畑 佐枝子	小金井市地域自立支援協議会	
12	穂坂 英明	一般社団法人小金井市医師会	

(令和4年12月13日)

※選出区分毎五十音順

第3回小金井市地域福祉推進委員会

令和5年3月29日

小金井市地域福祉推進委員会の運営等について（案）

1 会議の公開

小金井市地域福祉推進委員会は、小金井市市民参加条例（資料2（別紙1）参照）第6条及び小金井市地域福祉推進委員会条例（資料2（別紙2）参照）第7条の規定により、原則として公開する。

2 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領（資料2（別紙3）参照）のとおりとする。

3 会議録作成の基本方針等

(1) 小金井市地域福祉推進委員会における会議録の作成は、小金井市市民参加条例施行規則第5条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録の作成方法のうち、（ ）とする。

4 「意見・提案シート」について

- (1) 「意見・提案シート」を設置 （する・しない） ※現行は使用しています。
- (2) 設置する場合、必ず記名を求め、正式資料として公開の対象とする。無記名であった場合は参考資料として委員のみに配布する。 提出された「意見・提案シート」は、原文のまま配布する。ただし、公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合、配布しない。一部がそのような場合は黒塗りして配布する。提案内容について、委員から審議に取り上げたいと申し出があった場合、審議の時間を設ける。
- (3) 傍聴者からの小金井市地域福祉推進委員会の検討内容等に対する意見は、「意見・提案シート」（資料2（別紙4）参照）を用いて、会議開催日の1週間前の午後5時までに提出されたものは（氏名、提出日を記載していただく。）、次回会議で配布するものとする。

小金井市市民参加条例（抜粋）

第 2 章 市政情報の公開

（市の会議の公開）

第 6 条 市の会議は、原則として公開する。

2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。

3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

（情報公開手段の拡充）

第 7 条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

- (1) 会議録の公開
- (2) 広報紙等の拡充
- (3) 情報公開施設の拡充
- (4) 通信等情報伝達手段の充実

小金井市市民参加条例施行規則（抜粋）

（市の会議）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する市の会議とは、条例第 2 条第 3 号に規定する附属機関等の会議をいう。

（非公開の会議）

第 3 条 条例第 6 条第 2 項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例（平成 14 年条例第 31 号。以下「情報公開条例」という。）第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

（会議録等の非公開）

第 4 条 条例第 6 条第 3 項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第 5 条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

（会議録作成の基本方針）

第 5 条 条例第 7 条第 1 号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

（会議録の記載事項）

第 6 条 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会

議等の会議録については、第 11 号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称（附属機関等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要ときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

（会議録の公開の方法）

第 7 条 条例第 7 条第 1 号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

○小金井市地域福祉推進委員会条例

平成31年 3月27日 条例第 3号

小金井市地域福祉推進委員会条例

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第 1 項の規定に基づく小金井市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更し、及び地域福祉の推進を図るため、市長の附属機関として、小金井市地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況に関すること。
- (3) 地域福祉計画の評価に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 4人以内
- (2) 学識経験者 1人以内
- (3) 福祉関係団体等に属する者 7人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、前条第 2 項第 1 号及び第 3 号の委員については、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 市長は、委員が欠けたときは、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し資料の提出を求め、又は出席を求めて意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが委員会の適正な運営に支障があると認められるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「

公共下水道事業審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」を「

公共下水道事業審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
地域福祉推進委員会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」に改める。

○小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領

平成16年4月1日制定

改正

令和元年10月16日要領第20号

令和2年8月18日要領第16号

令和2年9月7日要領第18号

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3号の規定に基づき法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置される機関（以下「附属機関等」という。）の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の確保)

第2条 附属機関等の長は、会議を開催しようとするときは、傍聴席が確保できるよう努めなければならない。ただし、会議会場の広さ等により傍聴席の確保が困難な場合は、この限りでない。

(傍聴人の数)

第3条 附属機関等の会議の傍聴人の数は、会議会場の広さ等を考慮し、附属機関等の長が決めるものとする。

(傍聴人の手続及び決定)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し込み、小金井市附属機関等の会議傍聴券（様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、原則として会議開催予定時刻の10分前から先着順で決定する。ただし、会議開催予定時刻の10分前における傍聴希望者が、前条に規定する傍聴人の人数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決めるものとする。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。ただし、飲食について会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話は、電源を切り、又はマナーモードとし、通話をしないこと。
- (8) 写真及び映像の撮影、録音並びにこれに類する行為をしないこと。ただし、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会議の長が別に定める。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年10月16日要領第20号)

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

付 則 (令和2年8月18日要領第16号)

この要領は、令和2年8月20日から施行する。

付 則 (令和2年9月7日要領第18号)

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

（各附属機関等の会議の名称） 傍聴券控

No. _____

年 月 日

担当 _____ 部 _____ 課 _____ 係

No. _____

傍 聴 券

年 月 日

〔注意事項〕

- 1 傍聴者は、傍聴席以外に立ち入らないでください。
- 2 傍聴者は、傍聴を終え退場しようとするときは傍聴券を返還してください。
- 3 傍聴席には、凶器その他危険なもの、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類及び笛、ラッパ、太鼓その他楽器その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持ち込まないでください。
- 4 傍聴者は、傍聴席では次の事項を遵守してください。
 - (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑いしその他騒ぎたてないでください。
 - (3) はち巻、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないでください。
 - (4) コートの類の着用は御遠慮ください。ただし、病気その他の理由により会議の長の許可を受けたときは着用できます。
 - (5) 飲食又は喫煙はしないでください。ただし、会議の長の許可を受けたときは、飲食できます。
 - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為はしないでください。
 - (7) 携帯電話は、電源を切り、又はマナーモードとし、通話をしないでください。
 - (8) 写真及び映像の撮影、録音並びにこれに類する行為をしないでください。ただし、会議の長の許可を受けたときは可能です。
- 5 傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- 6 会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為があった場合、退席していただくことがあります。

担当 _____ 部 _____ 課 _____ 係

意見・提案シート

◆小金井市地域福祉推進委員会への検討内容についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、地域福祉課地域福祉係にご提出ください。次回開催の1週間前に届いたものは、小金井市地域福祉推進委員会で資料として配付します。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

提出日 年 月 日 ※原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となります。

氏名 _____

(送付先)

小金井市福祉保健部地域福祉課 担当：〇〇
〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9915
FAX：042-384-2524 E-mail：s050199@koganei-shi.jp

小金井市地域福祉推進委員会

令和5年3月29日

小金井市保健福祉総合計画策定概要

1 保健福祉総合計画・地域福祉計画とは

保健福祉総合計画とは、地域福祉計画、健康増進計画、障害者計画・障害福祉計画、介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画を1冊に綴じた計画書の名称として位置付けています。

地域福祉計画とは、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉法第107条に規定される計画であり、根拠法が異なる高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載し、他の計画の「上位計画」として位置付けられる計画です。

地域福祉推進委員会では、地域福祉計画について審議しますが、地域福祉計画が上位計画に位置付けられることから、本市の保健福祉に係る各計画に共通する基本的な視点や理念についても審議いただきます。

2 策定について

現在、本市で定めている「第2期小金井市保健福祉総合計画」は、令和5年度末をもって計画期間が終了するため、令和6年度から11年度までの6年間を期間とする計画として、新たに計画を作りなおします。

策定にあたっては、現在の市の最上位計画である第5次基本構想の将来像、政策の取組方針を踏まえ、また、本委員会からの答申のほか、市民の意向を広く反映させるため、令和4年度にアンケート調査、令和5年度に市民説明会及びパブリックコメントを実施します。

3 策定スケジュールについて

令和4年度に市民の意向を広く把握するためアンケート調査を実施、結果を分析します。令和5年度に現行計画の評価を行い、国・都の政策方針等を反映した計画見直しを行います。

予定時期		実施内容
令和4年度	下旬	アンケート調査実施、結果の分析 アンケート調査報告書作成
令和5年度	上旬	国・都の福祉政策動向整理、現行計画の評価
	中旬	計画素案作成
	下旬	市民説明会、パブリックコメント、計画策定

小金井市
保健福祉総合計画策定に関する
アンケート調査
報告書
＜概 要＞

令和5年3月

小 金 井 市

目次

I	調査の概要	1
1	調査の目的	1
2	調査対象	1
3	調査期間	1
4	調査方法	1
5	回収状況	1
6	調査結果の表示方法	1
II	一般市民調査調査結果	2
1	地域との関わりについて	2
2	地域活動やボランティア活動などについて	5
3	日常生活について	6
4	防災や災害時の対応について	10
5	福祉の制度・サービス等について	11
6	再犯防止支援について	12
7	保健福祉施策等について	12
III	担い手調査調査結果	13
1	団体について	13
2	団体の活動状況と課題について	14
3	小金井市や小金井市社会福祉協議会との関係について	17
4	地域の課題について	19
5	今後の小金井市の地域福祉について	21

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、アンケート調査により市民の生活実態や地域の福祉に対する意識や意見を把握し、小金井市保健福祉総合計画を改定する際の基礎資料とすることを目的とします。

2 調査対象

地域福祉に関する一般市民調査：市内在住の18歳以上の市民

地域福祉に関する担い手調査：福祉に関する担い手団体

3 調査期間

令和4年12月14日から令和5年1月10日

4 調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

5 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
地域福祉に関する一般市民調査	1,700通	615通	36.2%
地域福祉に関する担い手調査	60通	40通	66.7%

6 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを■で網かけをしています。（無回答を除く）
- ・回答者数が1桁の場合、回答件数による表記としています。

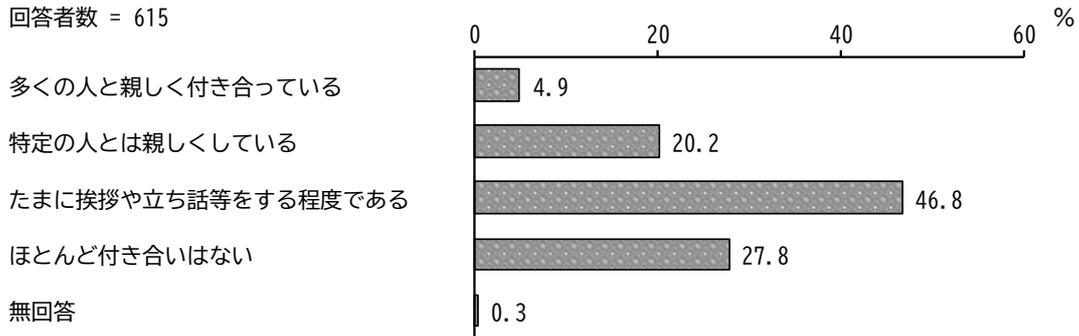
II 一般市民調査調査結果

1 地域との関わりについて

問2 あなたは隣近所の人とはどの程度お付き合いをしていますか。(1つに○)

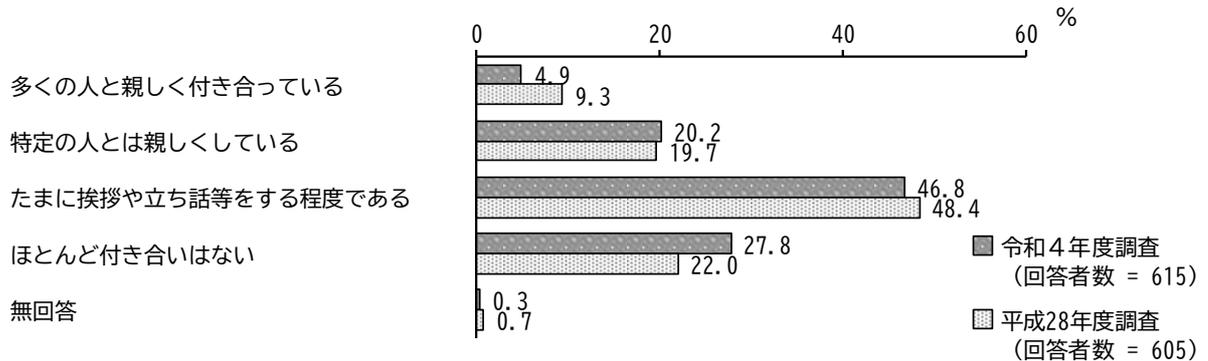
「たまに挨拶や立ち話等をする程度である」の割合が46.8%と最も高く、次いで「ほとんど付き合いはない」の割合が27.8%、「特定の人とは親しくしている」の割合が20.2%となっています。

回答者数 = 615



【経年比較】

平成28年度調査と比較すると、「ほとんど付き合いはない」の割合が増加しています。



【年代別】

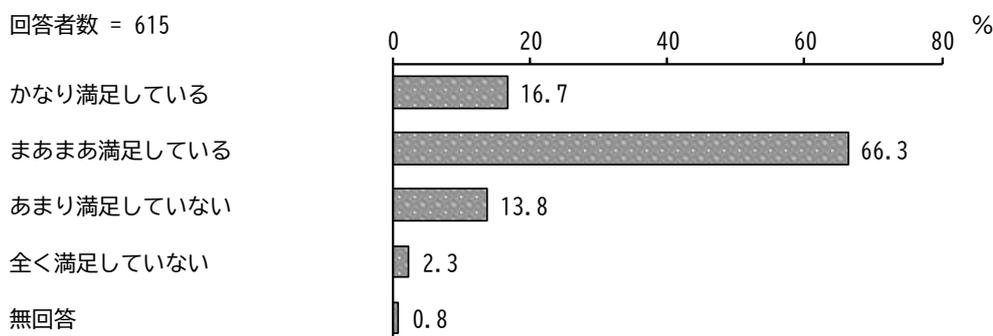
年代別にみると、他に比べ、18～29歳で「ほとんど付き合いはない」の割合が、30～49歳で「ほとんど付き合いはない」の割合が、50～64歳で「たまに挨拶や立ち話等をする程度である」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	多くの人と親しく付き合っている	特定の人とは親しくしている	たまに挨拶や立ち話等をする程度である	ほとんど付き合いはない	無回答
全体	615	4.9	20.2	46.8	27.8	0.3
18～29歳	53	1.9	18.9	37.7	41.5	—
30～49歳	223	2.2	18.4	42.2	36.8	0.4
50～64歳	170	3.5	19.4	52.4	24.7	—
65歳以上	166	10.8	22.9	51.2	14.5	0.6

問3 今の近所づきあいには満足していますか。(1つに○)

「まあまあ満足している」の割合が66.3%と最も高く、次いで「かなり満足している」の割合が16.7%、「あまり満足していない」の割合が13.8%となっています。



【近所付き合いの程度別】

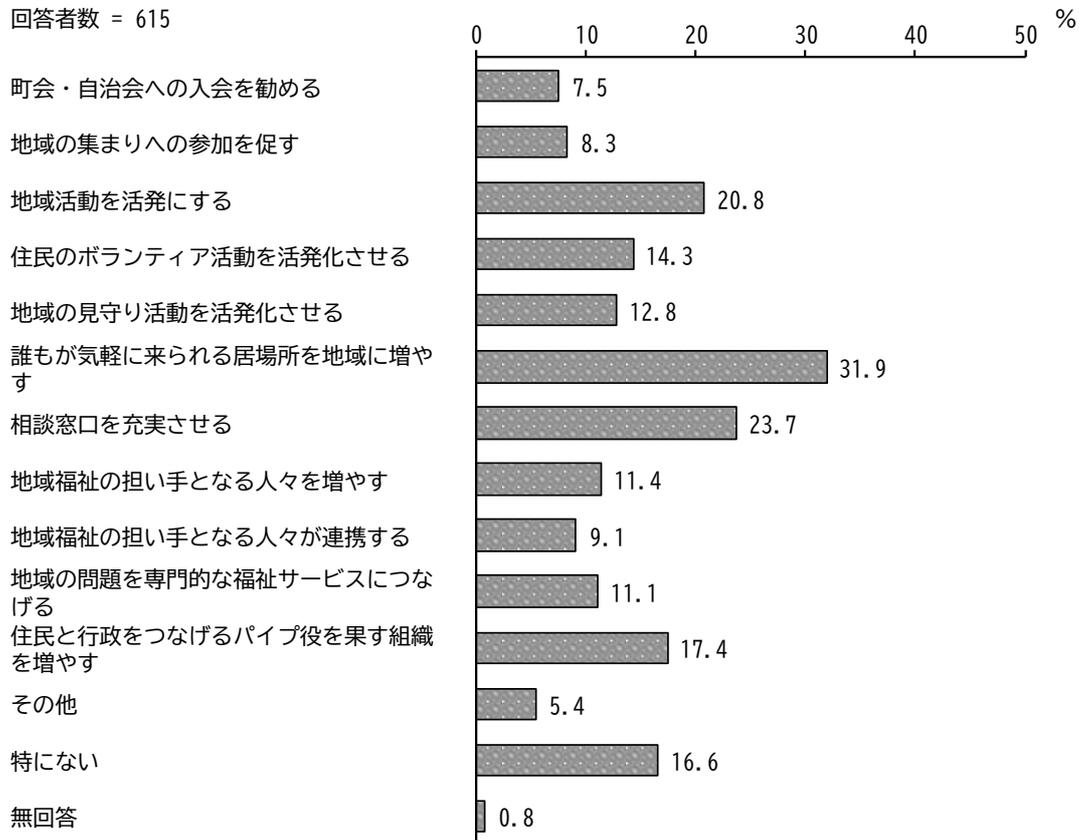
近所付き合いの程度別にみると、他に比べ、多くの人と親しく付き合っているで「かなり満足している」の割合が、たまに挨拶や立ち話等をする程度であるで「まあまあ満足している」の割合が、特定の人とは親しくしているで「かなり満足している」の割合が高くなっています。

単位：%

区分	回答者数 (件)	かなり満足している	まあまあ満足している	あまり満足していない	全く満足していない	無回答
全体	615	16.7	66.3	13.8	2.3	0.8
多くの人と親しく付き合っている	30	70.0	26.7	—	3.3	—
特定の人とは親しくしている	124	22.6	70.2	6.5	—	0.8
たまに挨拶や立ち話等をする程度である	288	11.1	72.6	14.9	0.7	0.7
ほとんど付き合いはない	171	12.3	60.8	19.3	6.4	1.2

問8 地域の課題を解決するために、どのような方策が必要だと思えますか。(3つまで
○)

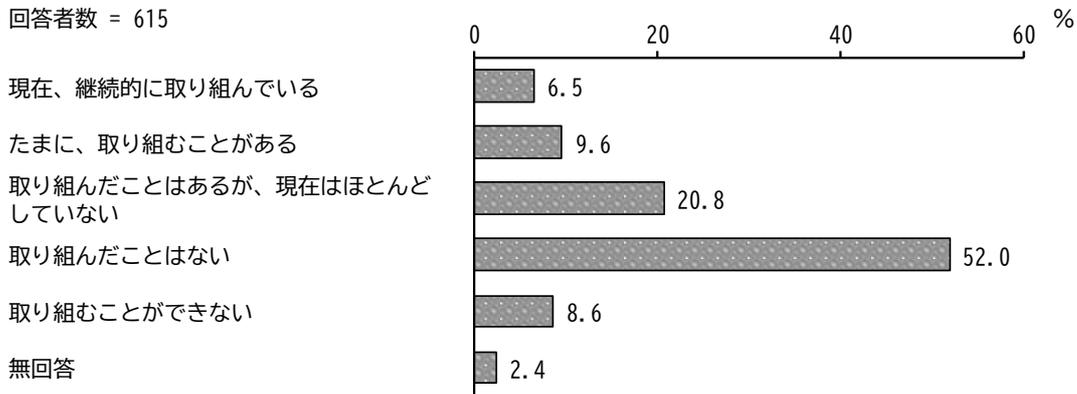
「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす」の割合が31.9%と最も高く、次いで「相談窓口を充実させる」の割合が23.7%、「地域活動を活発にする」の割合が20.8%となっています。



2 地域活動やボランティア活動などについて

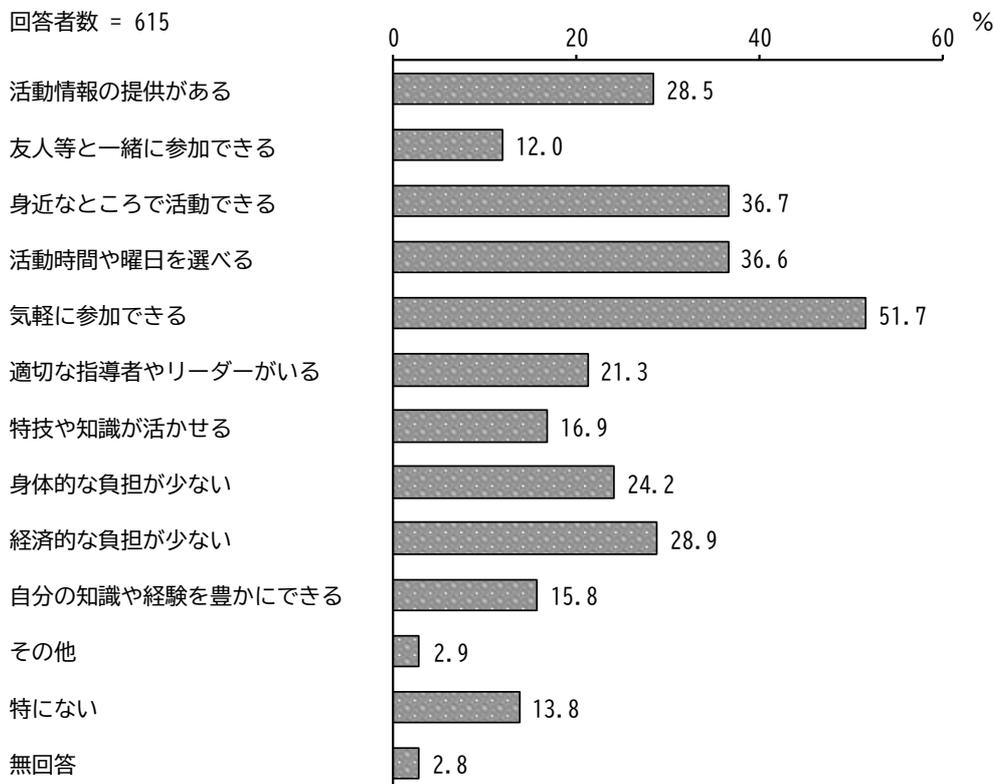
問9 あなたは、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等について、取り組んだことはありますか。(1つに○)

「取り組んだことはない」の割合が52.0%と最も高く、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」の割合が20.8%となっています。



問10 どのような条件であれば、活動・参加したいと思いますか。(いくつでも○)

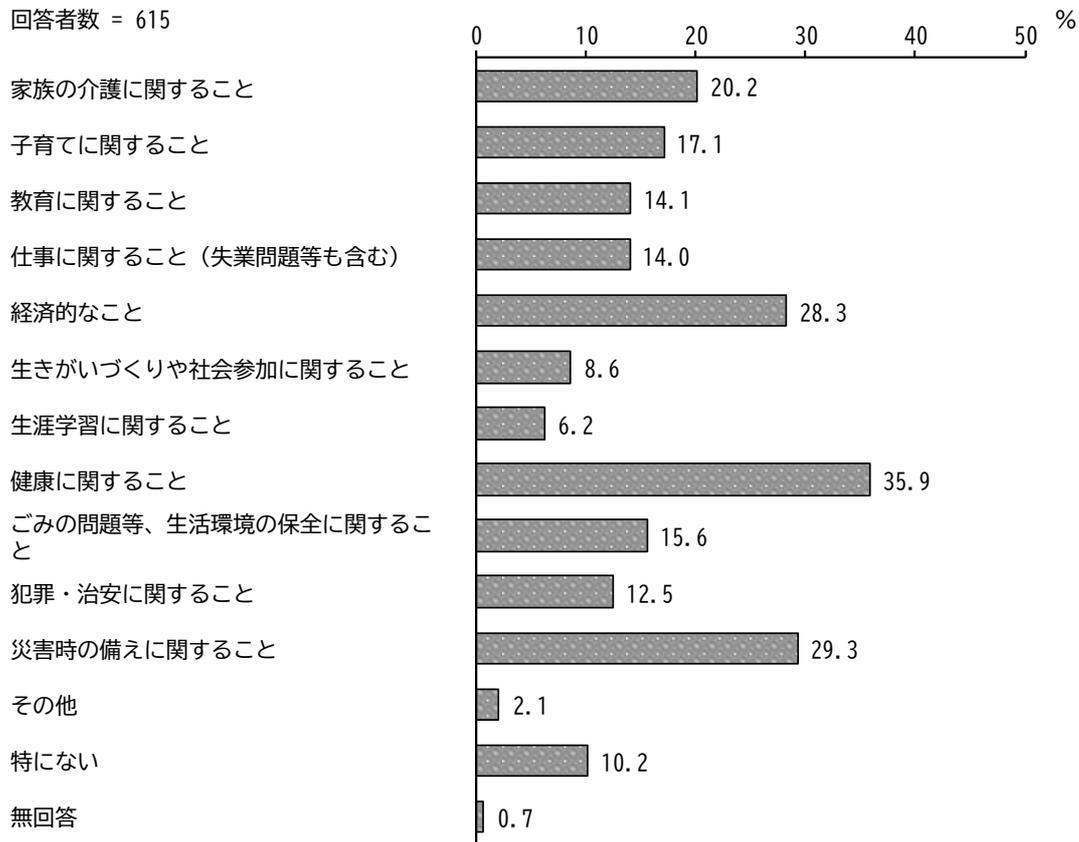
「気軽に参加できる」の割合が51.7%と最も高く、次いで「身近なところで活動できる」の割合が36.7%、「活動時間や曜日を選べる」の割合が36.6%となっています。



3 日常生活について

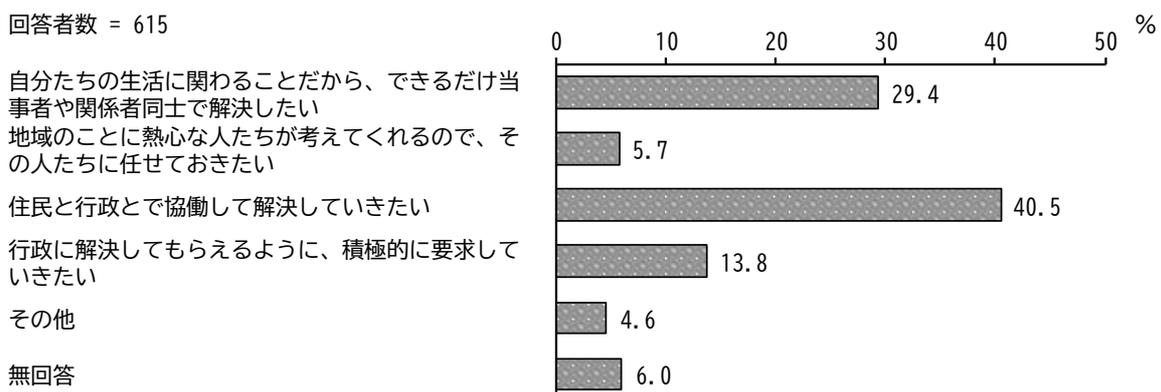
問 11 あなたが日常生活の中で不安や課題と感じていることはありますか。(3つまで○)

「健康に関すること」の割合が35.9%と最も高く、次いで「災害時の備えに関すること」の割合が29.3%、「経済的なこと」の割合が28.3%となっています。



問 12 日常生活の中で不安や課題と感じていることに対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか。(1つに○)

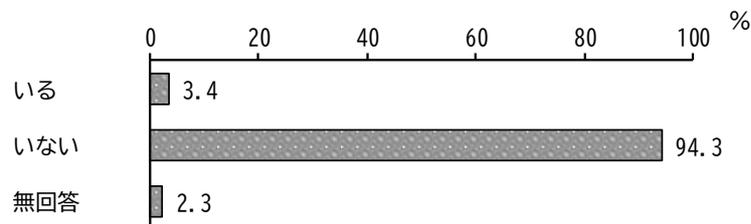
「住民と行政とで協働して解決していきたい」の割合が40.5%と最も高く、次いで「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ当事者や関係者同士で解決したい」の割合が29.4%、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」の割合が13.8%となっています。



問 15 様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を避け、長期にわたって家庭にとどまり続けている状態を「ひきこもり」と言われています。ご家族で、このようなひきこもり状態にある方はいらっしゃいますか。
（1つに○）

「いる」の割合が3.4%、「いない」の割合が94.3%となっています。

回答者数 = 615

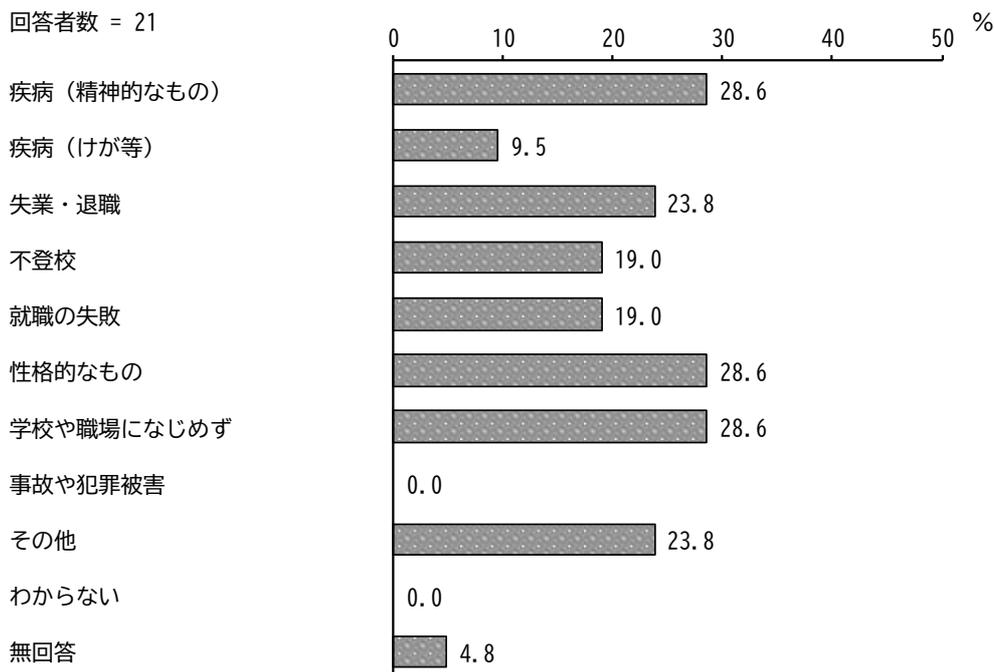


問 15 で「いる」を選んだ人におたずねします。

問 15-1 そのような状態になっている要因は何ですか。（いくつでも○）

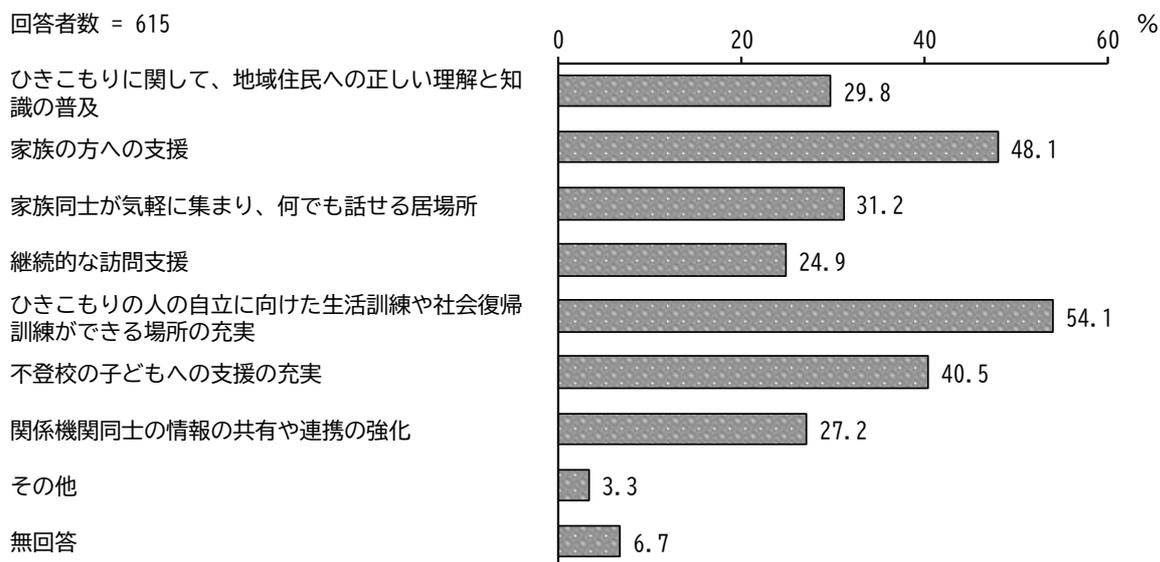
「疾病（精神的なもの）」、「性格的なもの」、「学校や職場になじめず」の割合が28.6%と最も高くなっています。

回答者数 = 21



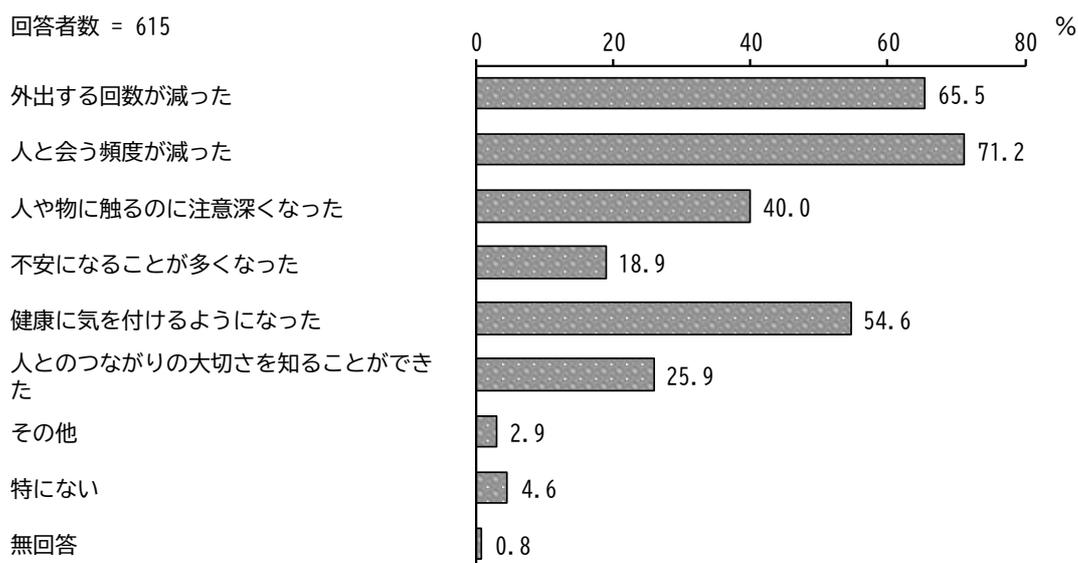
問 16 ひきこもりに関する支援策として必要と思われるものは何ですか。(いくつでも○)

「ひきこもりの人の自立に向けた生活訓練や社会復帰訓練ができる場所の充実」の割合が54.1%と最も高く、次いで「家族の方への支援」の割合が48.1%、「不登校の子どもへの支援の充実」の割合が40.5%となっています。



問 21 新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、あなたの行動や意識に変化はありましたか。(いくつでも○)

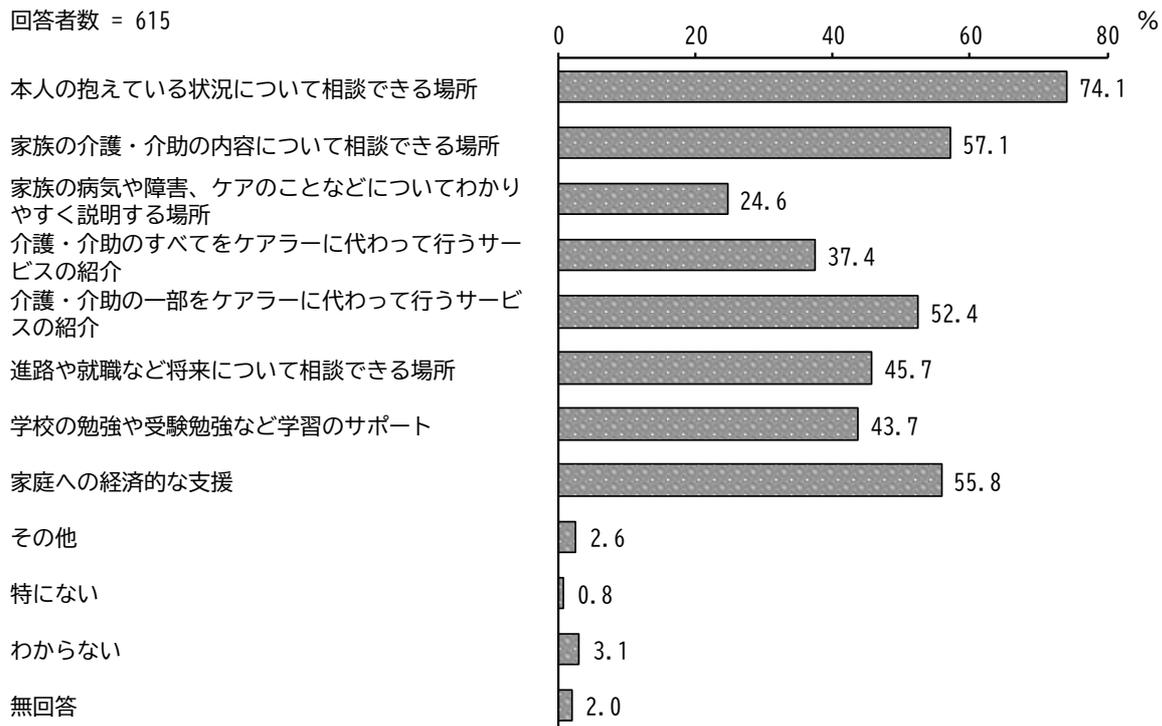
「人と会う頻度が減った」の割合が71.2%と最も高く、次いで「外出する回数が減った」の割合が65.5%、「健康に気を付けるようになった」の割合が54.6%となっています。



問 17 家族にケアを要する人がおり、大人が担うようなケア（家事や家族の世話、介護等）の責任を引き受けている 18 歳未満の子どもを「ヤングケアラー」と言います。ヤングケアラーを支援するために、必要だと思うことはどのようなことですか。（いくつでも○）

「本人の抱えている状況について相談できる場所」の割合が 74.1%と最も高く、次いで「家族の介護・介助の内容について相談できる場所」の割合が 57.1%、「家庭への経済的な支援」の割合が 55.8%となっています。

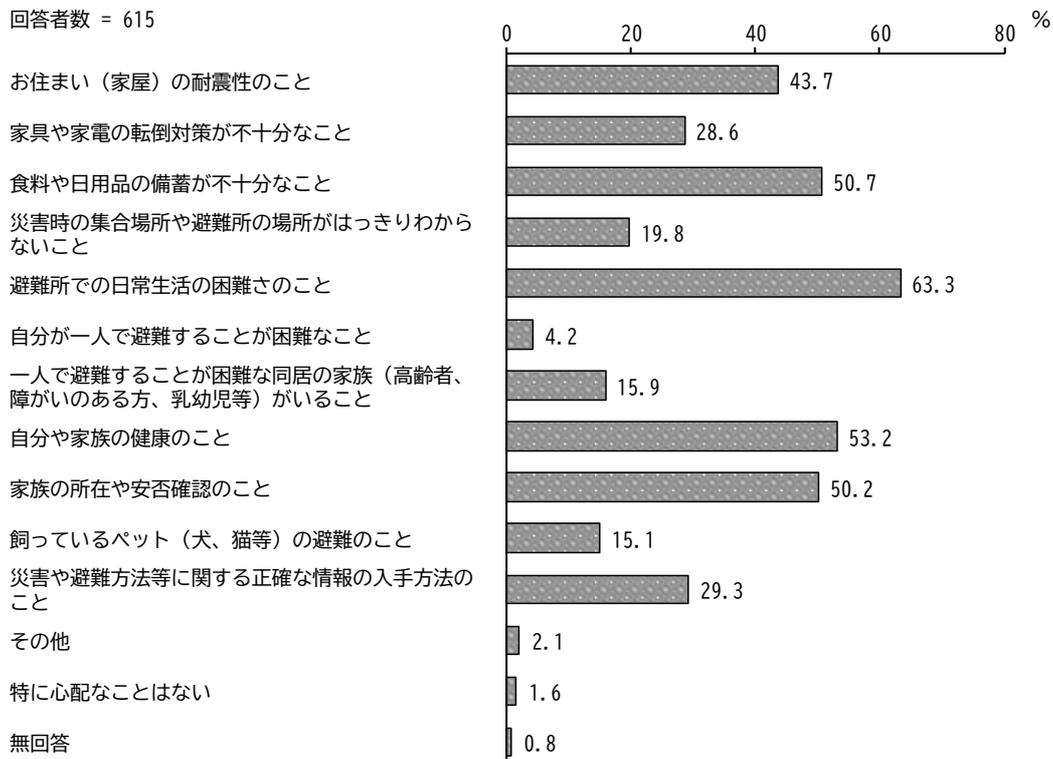
回答者数 = 615



4 防災や災害時の対応について

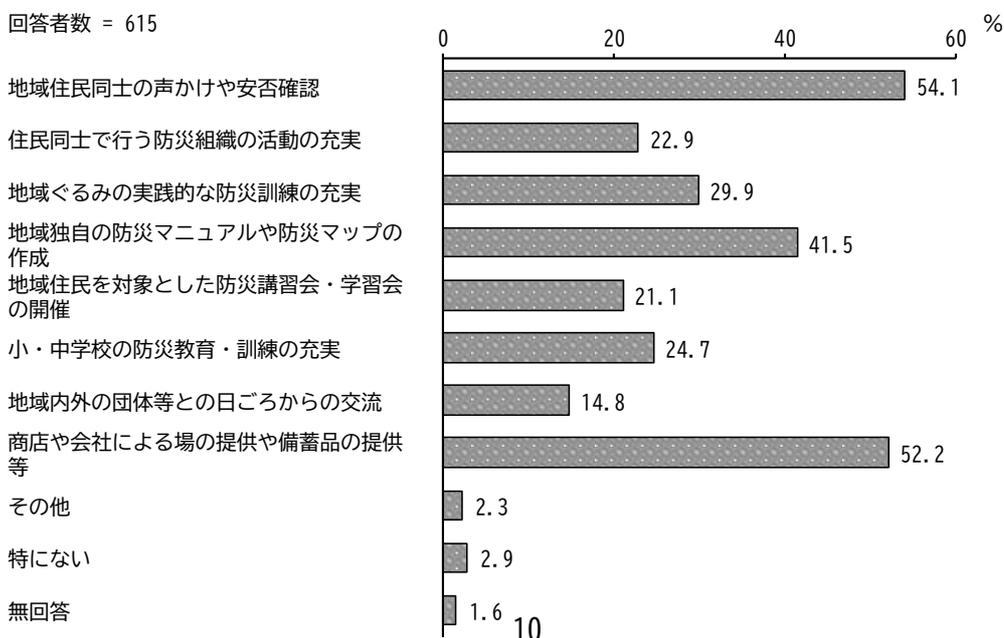
問 23 災害が発生して避難が必要になったときに、あなたはどのようなことが心配ですか。(いくつでも○)

「避難所での日常生活の困難さのこと」の割合が 63.3%と最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」の割合が 53.2%、「食料や日用品の備蓄が不十分なこと」の割合が 50.7%となっています。



問 24 災害に備えて、市民や企業等が行政と協働で取り組むと良いと思う事はどのようなことですか。(いくつでも○)

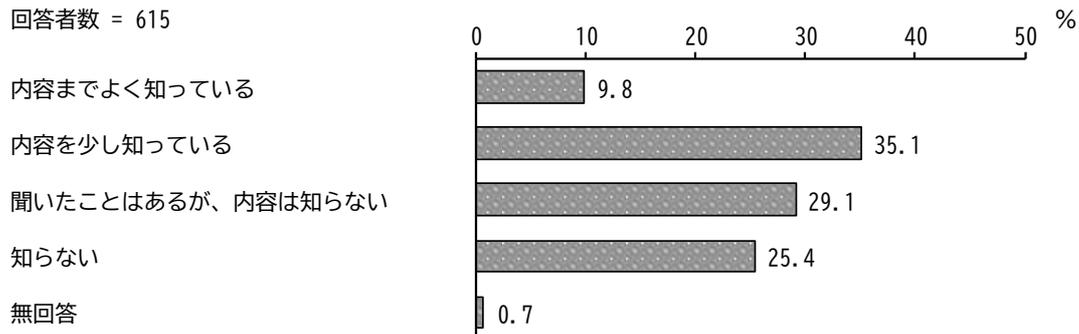
「地域住民同士の声かけや安否確認」の割合が 54.1%と最も高く、次いで「商店や会社による場の提供や備蓄品の提供等」の割合が 52.2%、「地域独自の防災マニュアルや防災マップの作成」の割合が 41.5%となっています。



5 福祉の制度・サービス等について

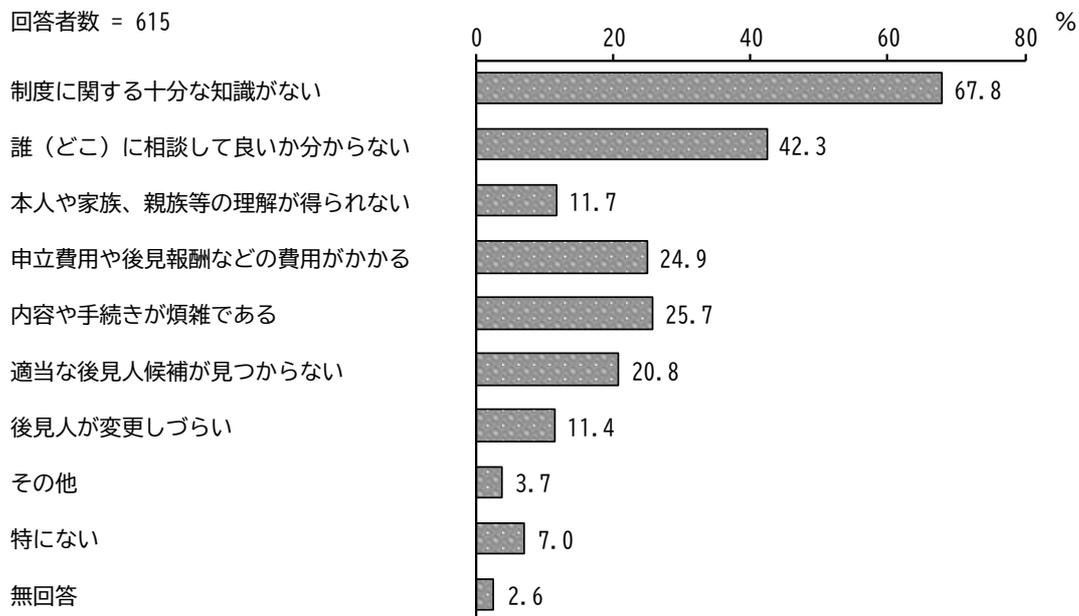
問 29 あなたは、「成年後見制度（認知症や障がいのある方等が地域で自立した生活を送れるように福祉サービスの利用手続きや生活費の管理及び財産管理等を行なう制度）」をご存知ですか。（1つに○）

「内容を少し知っている」の割合が 35.1%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が 29.1%、「知らない」の割合が 25.4%となっています。



問 30 成年後見制度の利用促進に向けての課題は何だと思えますか。（いくつでも○）

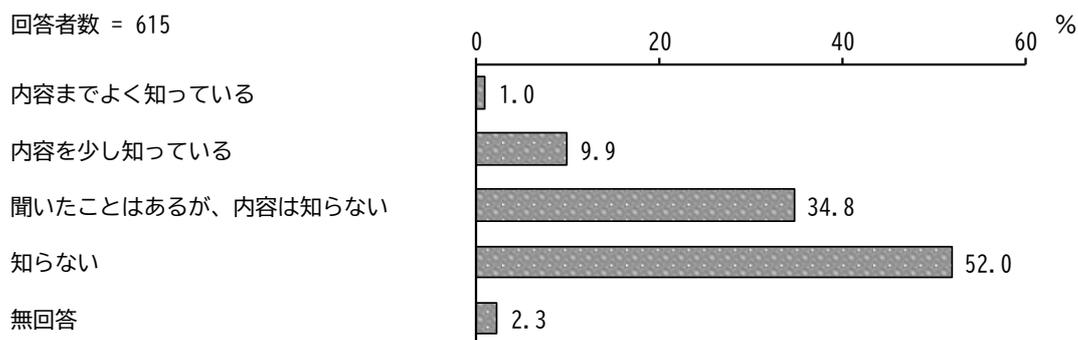
「制度に関する十分な知識がない」の割合が 67.8%と最も高く、次いで「誰（どこ）に相談して良いか分からない」の割合が 42.3%、「内容や手続きが煩雑である」の割合が 25.7%となっています。



6 再犯防止支援について

問 31 犯罪をした人が孤立することなく社会に復帰し、犯罪や非行を繰り返すことを防ぐため、平成 28 年に再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）が施行されました。あなたは、このことを知っていますか。（1つに○）

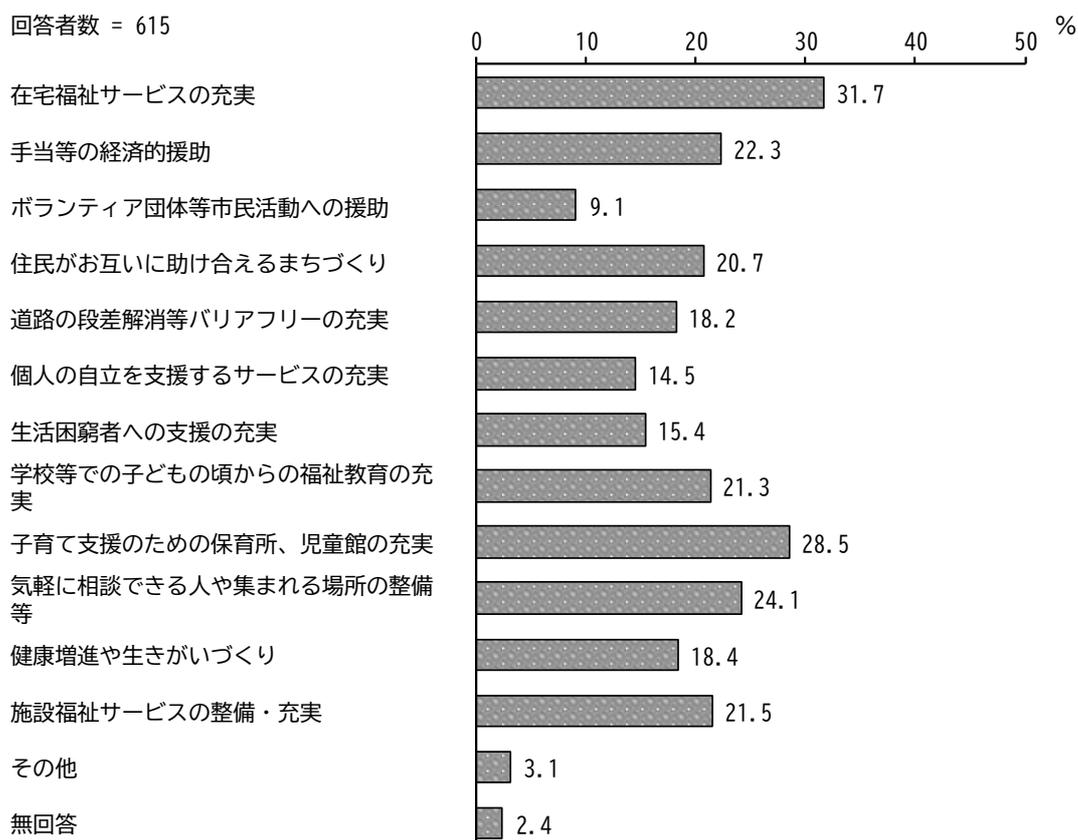
「知らない」の割合が 52.0%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が 34.8%となっています。



7 保健福祉施策等について

問 35 あなたは、これからの小金井市の福祉は何を重点にすべきだと思いますか。（3つまで○）

「在宅福祉サービスの充実」の割合が 31.7%と最も高く、次いで「子育て支援のための保育所、児童館の充実」の割合が 28.5%、「気軽に相談できる人や集まれる場所の整備等」の割合が 24.1%となっています。

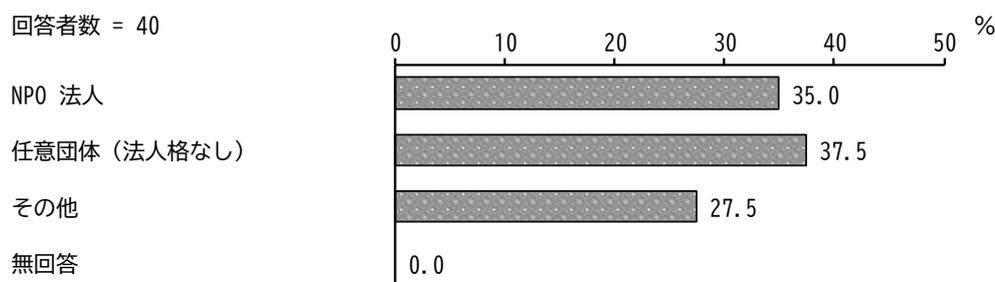


Ⅲ 担い手調査調査結果

1 団体について

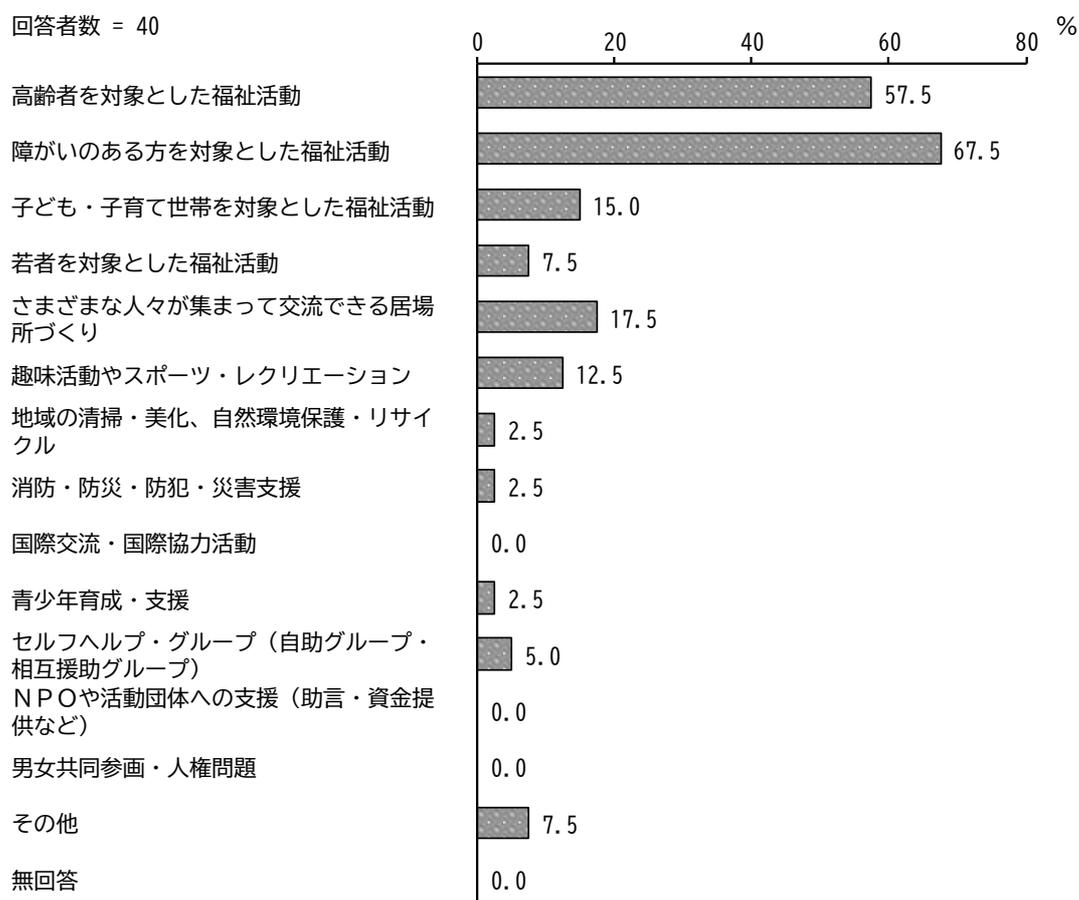
F 1 貴団体はどのような活動団体ですか。(1つに○)

「NPO 法人」の割合が 35.0%、「任意団体（法人格なし）」の割合が 37.5%となっています。



F 7 活動している分野は、次のどれにあてはまりますか。(いくつでも○)

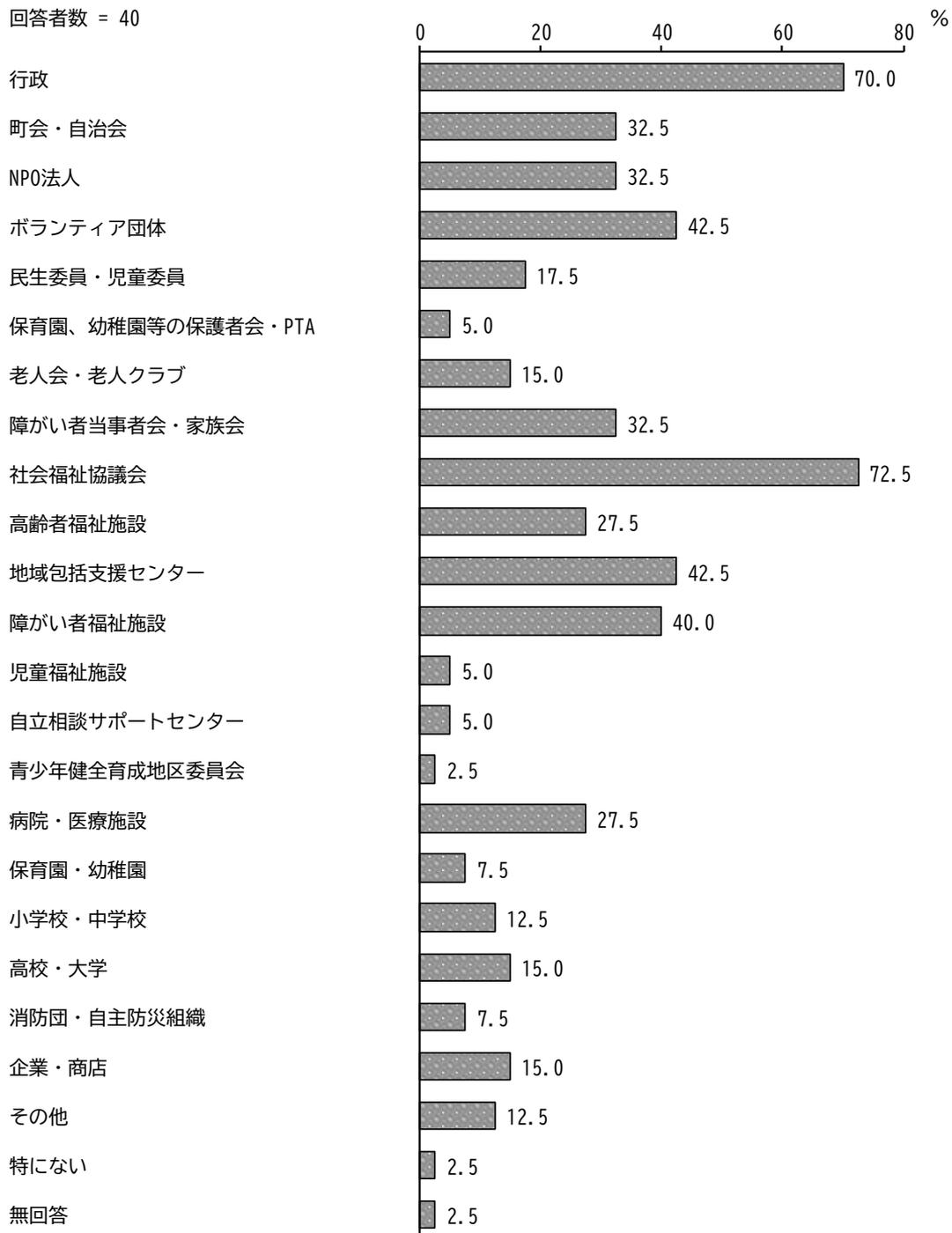
「障がいのある方を対象とした福祉活動」の割合が 67.5%と最も高く、次いで「高齢者を対象とした福祉活動」の割合が 57.5%、「さまざまな人々が集まって交流できる居場所づくり」の割合が 17.5%となっています。



2 団体の活動状況と課題について

問7 活動を行う上で、どのような団体、グループと交流や協力関係がありますか。
(いくつでも○)

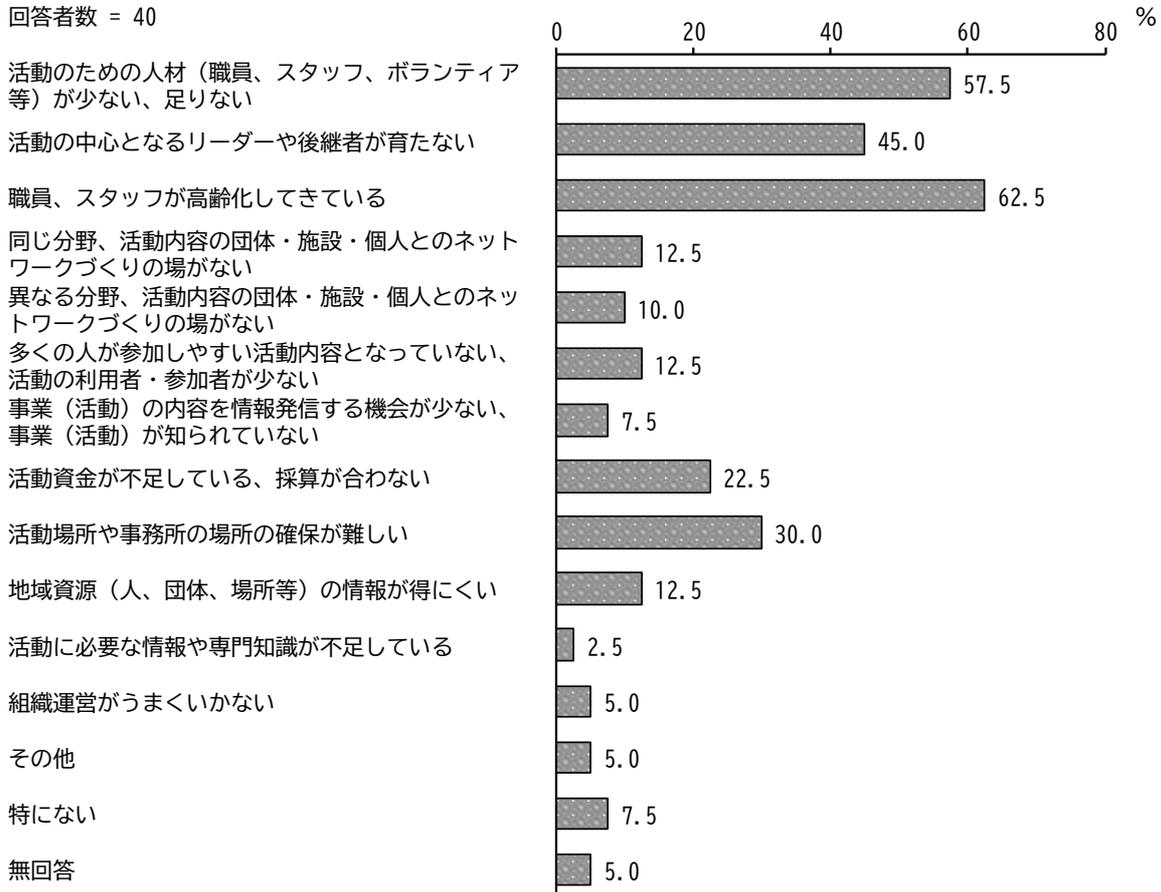
「社会福祉協議会」の割合が72.5%と最も高く、次いで「行政」の割合が70.0%、「ボランティア団体」、「地域包括支援センター」の割合が42.5%となっています。



問 11 貴団体が活動する上での課題はどのようなことですか。(いくつでも○)

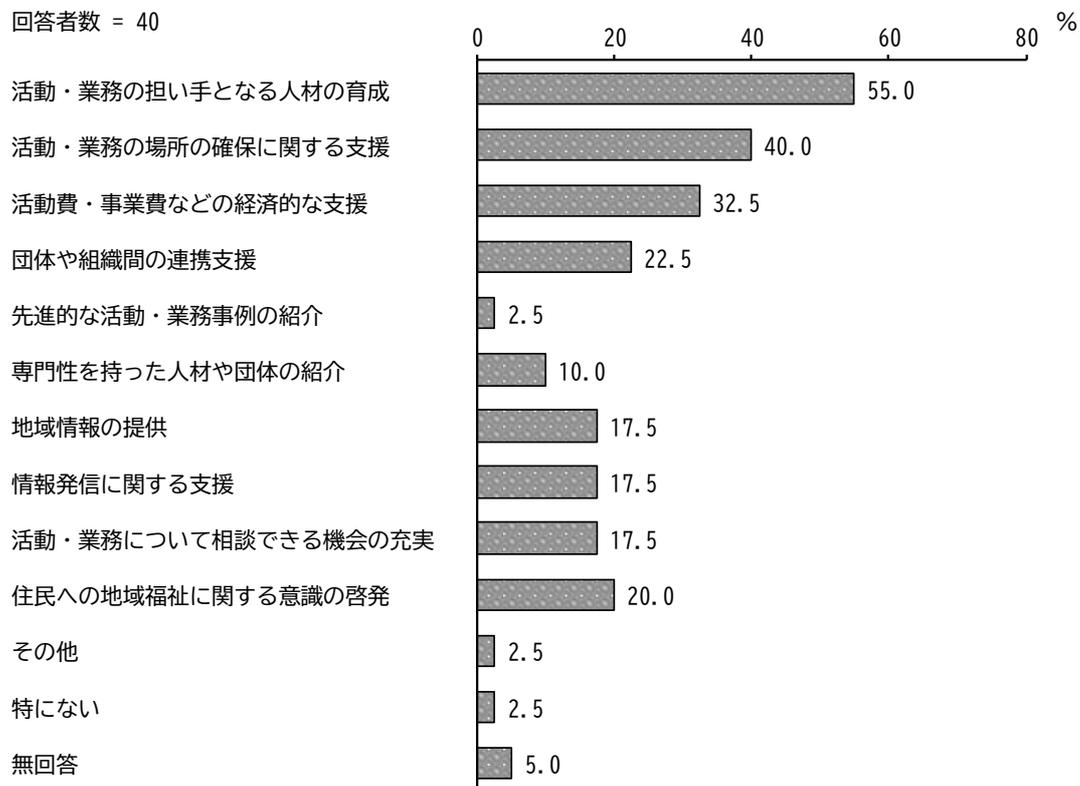
「職員、スタッフが高齢化してきている」の割合が 62.5%と最も高く、次いで「活動のための人材（職員、スタッフ、ボランティア等）が少ない、足りない」の割合が 57.5%、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」の割合が 45.0%となっています。

回答者数 = 40



問 12 貴団体の活動上の課題を解決するためにどのような支援が必要ですか。
(いくつでも○)

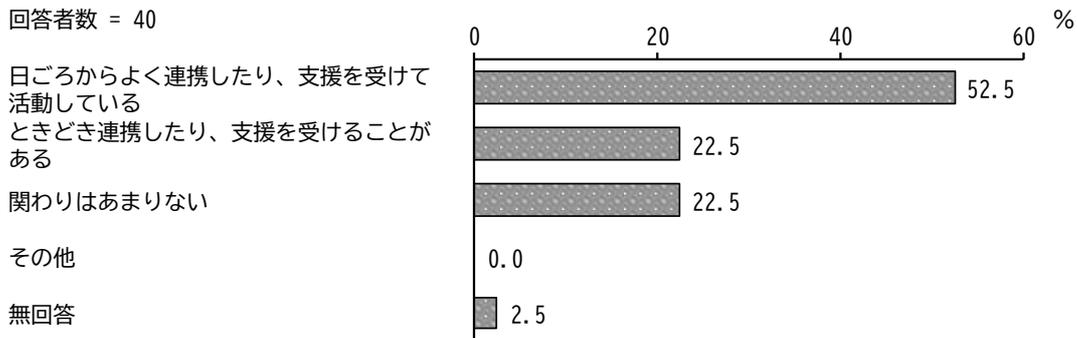
「活動・業務の担い手となる人材の育成」の割合が 55.0%と最も高く、次いで「活動・業務の場所の確保に関する支援」の割合が 40.0%、「活動費・事業費などの経済的な支援」の割合が 32.5%となっています。



3 小金井市や小金井市社会福祉協議会との関係について

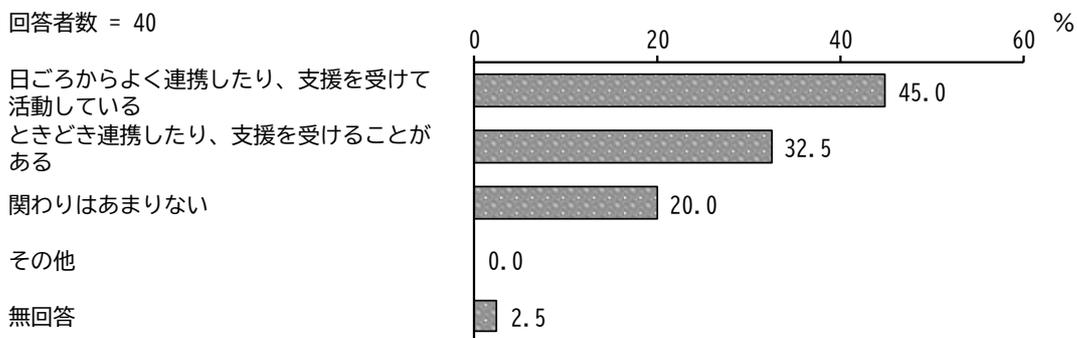
問 13 日ごろの活動の中で、小金井市（行政）と関わりを持っていますか。
（1つに○）

「日ごろからよく連携したり、支援を受けて活動している」の割合が 52.5%と最も高く、次いで「ときどき連携したり、支援を受けることがある」、「関わりはあまりない」の割合が 22.5%となっています。



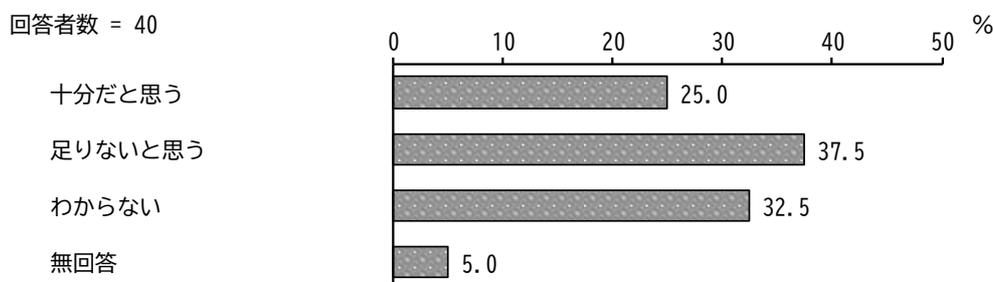
問 15 日ごろの活動の中で、小金井市社会福祉協議会と関わりを持っていますか。
（1つに○）

「日ごろからよく連携したり、支援を受けて活動している」の割合が 45.0%と最も高く、次いで「ときどき連携したり、支援を受けることがある」の割合が 32.5%、「関わりはあまりない」の割合が 20.0%となっています。



問 17 小金井市では、社会福祉協議会の相談窓口や、地域の民生委員・児童委員、地域包括支援センター等において福祉相談に対応しています。貴団体では、現在の相談支援体制は十分だと思いますか。(○は1つだけ)

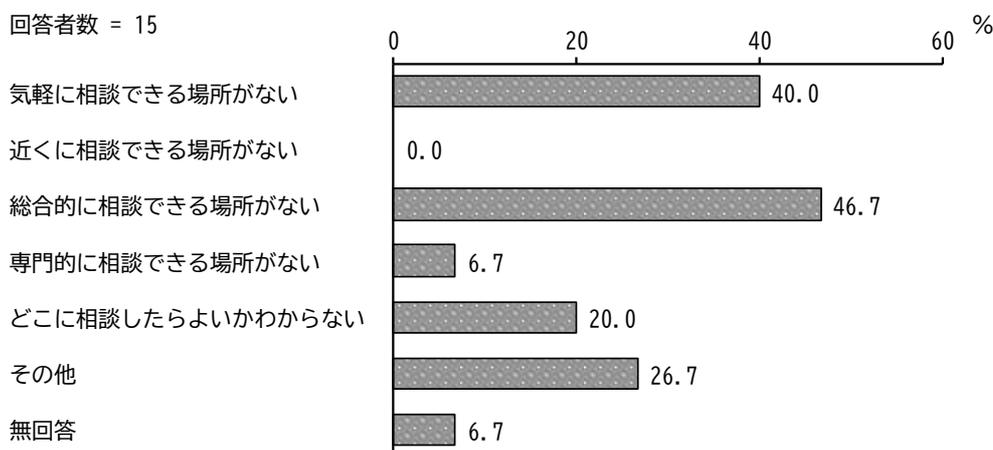
「足りないと思う」の割合が37.5%と最も高く、次いで「わからない」の割合が32.5%、「十分だと思う」の割合が25.0%となっています。



問 17 で「足りないと思う」に○をつけた方にお伺いします。

問 17-1 どのようなことが足りないと思いますか。(○はあてはまるものすべて)

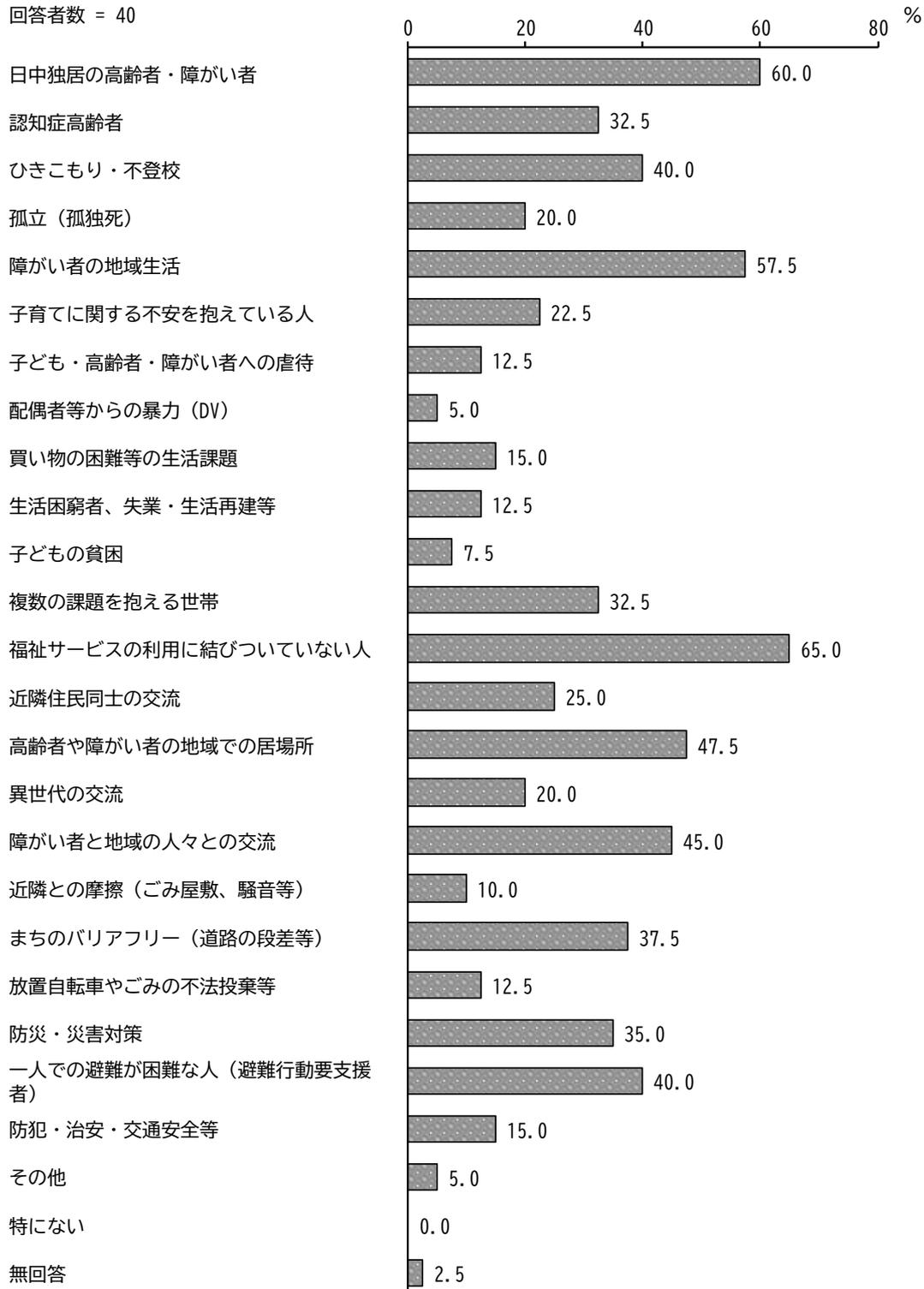
「総合的に相談できる場所がない」の割合が46.7%と最も高く、次いで「気軽に相談できる場所がない」の割合が40.0%、「どこに相談したらよいかわからない」の割合が20.0%となっています。



4 地域の課題について

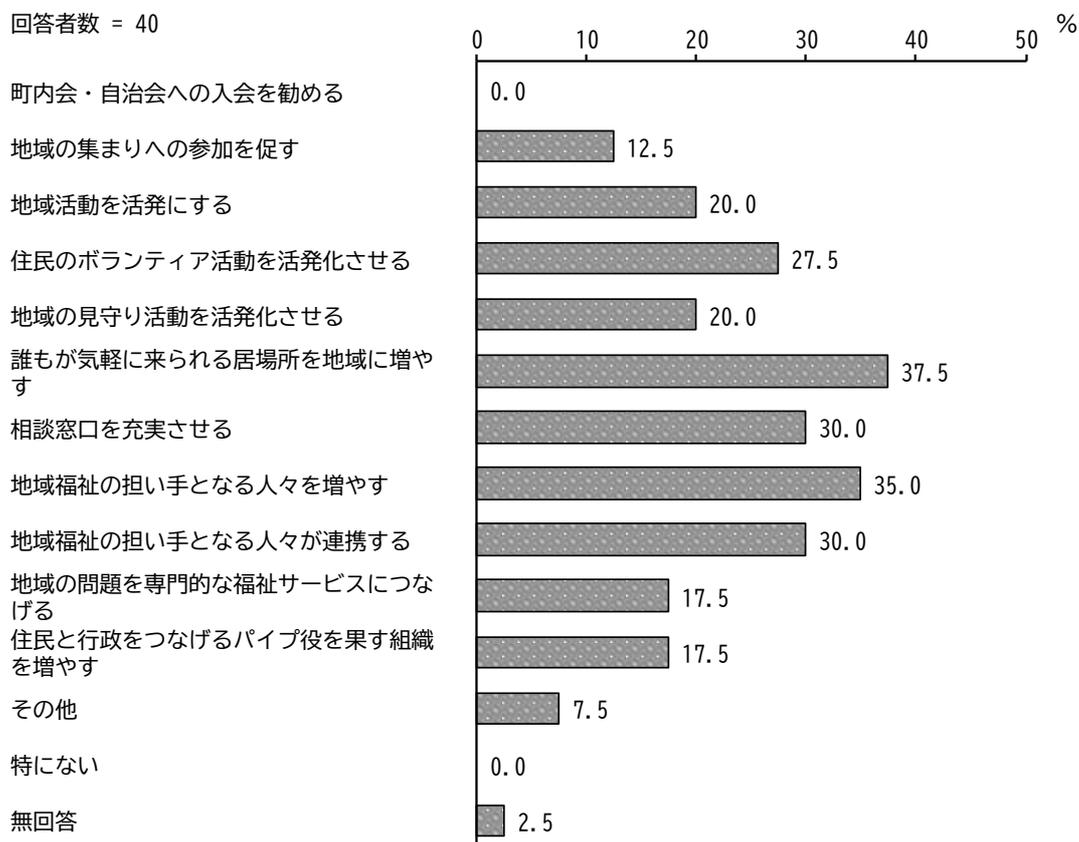
問 18 活動の中で気づく地域の課題はどのようなことですか。(いくつでも○)

「福祉サービスの利用に結びついていない人」の割合が 65.0%と最も高く、次いで「日中独居の高齢者・障がい者」の割合が 60.0%、「障がい者の地域生活」の割合が 57.5%となっています。



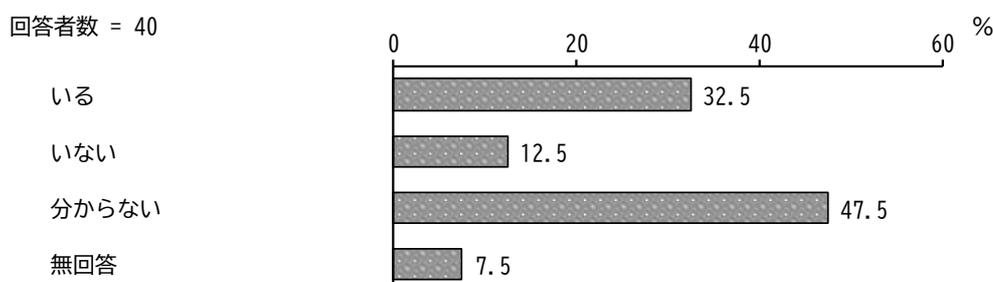
問 19 地域の課題を解決するために、どのような方策が必要だと思いますか。
(3つまで○)

「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす」の割合が37.5%と最も高く、次いで「地域福祉の担い手となる人々を増やす」の割合が35.0%、「相談窓口を充実させる」、「地域福祉の担い手となる人々が連携する」の割合が30.0%となっています。



問 21 支援が必要であるにもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていない人が、貴団体が活動している地域にいますか。(1つに○)

「分からない」の割合が47.5%と最も高く、次いで「いる」の割合が32.5%、「いない」の割合が12.5%となっています。



5 今後の小金井市の地域福祉について

問 23 地域の支え合いの仕組みづくりで、貴団体が特に必要であると思うことは何ですか。(3つまで○)

「地域の人々が知り合う機会や活動する場所を確保すること」の割合が 52.5%と最も高く、次いで「活動する場所や資金を行政が支援すること（活動拠点等の整備等）」の割合が 40.0%、「地域で暮らす様々な人々が、お互いに認め合い、支え合うよう意識を啓発すること」の割合が 32.5%となっています。

回答者数 = 40

